

令和5年度 宮のものづくり達人 を募集します

◆目的

卓越した技術、技能を有する方々を「宮のものづくり達人」として認定することにより、技術、技能を尊重する気持ちを育み、地域産業の振興に繋げていくものです。（現在49名の達人がものづくりアドバイザーとして活躍しています。）

認定後は、「宮のものづくり達人」に関するパネル巡回展示会などを開催し、周知啓発に取り組んでまいります。

◆募集内容

達人の区分	対象となる方及び職種
(1)「技の達人」	全産業分野の職種に携わる方 菓子製造・中国料理・みそ製造・フラワー装飾・畳製作 建築大工・建築板金・設備保全・めっき・広告美術仕上げ 紳士服製造・婦人子供服製造・染色補正 など
(2)「伝統工芸の達人」	栃木県の指定を受けた伝統工芸品制作に携わる方 ふくべ細工・和太鼓・琴・野州てんまり・挽物・曲物・黄鮒 宮染め・和弓用矢・指物 など
(3)「地域の達人」	地域に根ざしたものに携わる方 織物、紙飛行機などの日用品、玩具制作、農林産物生産など

◆認定の基準

市内に在住又は市内の企業に勤務する（していた）方で、ものづくりに関する指導経験がある方のうち、

(1) 技の達人

- ・技能検定最上級に合格した方、または技術、技能を必要とする国際大会、全国大会において入賞した方及びこれと同等の技術、技能を有する方。

(2) 伝統工芸の達人

- ・栃木県の指定を受けた伝統工芸品制作に携わる方。

(3) 地域の達人

- ・地域に根ざしたものに携わる方で、地域での指導実績が概ね10年程度ある方

◆応募の方法

(1) 技の達人

- ・企業、業界団体等の長の推薦によるものとします。定年退職等により企業、業界団体等に所属していない方は、所属していた企業、業界団体等の推薦によるものとします。

- ①「宮のものづくり達人 推薦書」(様式第1号)
- ②「宮のものづくり達人被推薦者に関する調書(「技の達人」用)」(様式第2-1号)

(2) 伝統工芸の達人

- ・他薦によるものとします。

※栃木県の伝統工芸品の認定を受けている方を対象とします。

- ①「宮のものづくり達人 推薦書」(様式第1号)
- ②「宮のものづくり達人被推薦者に関する調書(「伝統工芸の達人」用)」(様式第2-2号)

(3) 地域の達人

- ・活動地域における地域団体の長又は学校長の推薦によるものとします。

- ①「宮のものづくり達人 推薦書」(様式第1号)
- ②「宮のものづくり達人被推薦者に関する調書(「地域の達人」用)」(様式第2-2号)

商工振興課に置いてある推薦書等に必要事項を記入し、直接、または郵送で商工振興課へ。

◆募集期間

令和5年5月1日(月)～令和5年6月30日(金)

◆選考、認定

宮のものづくり達人認定審査委員会において審査を行い、選考された方々を宮のものづくり達人として認定します。

問い合わせ先 商工振興課 TEL 028-632-2434